明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九四）　一

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**三六）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**三七）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二六七）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**六八～七一）　五
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（**同**七二）　六
○登録有形文化財の管理団体を指定する件（**同**七三）　八
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**二九〇）　九
○肥料を登録した件（**農林水産**一七三九）　九
○肥料の登録が失効した件（**同**一七四〇）　九
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七四一～一七五五）　九
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八一）　九
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一二二、一二三）　九

〔国会事項〕
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一三

〔人事異動〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　一三

〔叙位・叙勲〕　一三

〔官庁報告〕
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一三

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効関係　一三
裁判所
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
平成二十九年度財務省共済組合の決算、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　一六
会社その他　一九

省令

○厚生労働省令第九十四号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第四項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月三十日　厚生労働大臣　加藤　勝信

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（退所者給与金の支給の制限等） **第五条**　（略） 2・3　（略）	（退所者給与金の支給の制限等） **第五条**　（略） 2　（略） 3　前条第二項及び第一項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税（以下この項において「当該年度分道府県民税」という。）に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用